

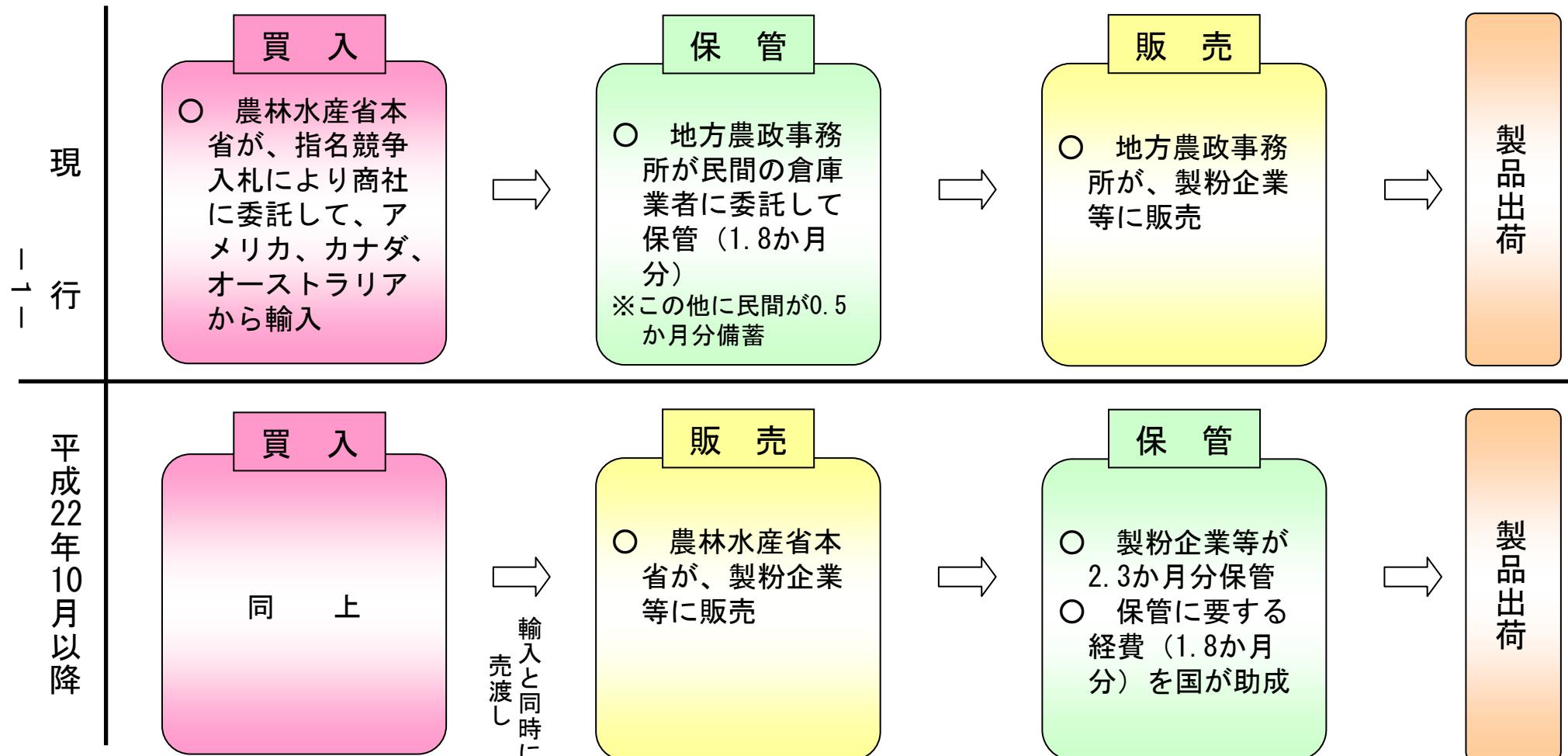
# **輸入麦の即時販売方式について**

平成22年6月

**農林水産省**

## 輸入麦の売渡しに関する即時販売方式の導入

平成22年10月から、輸入麦の売渡しについて、国が一定期間備蓄した後に販売する方式を変更し、輸入した小麦を直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄する方式（即時販売方式）を導入。



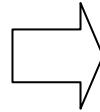
# 即時販売方式の考え方

即時販売方式	従前(一般輸入)
<b>1 買受申込み</b> 製粉企業等は、毎月、4か月後の買受け分（翌月の輸入入札分）を申込み。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ バース（荷揚場所）別、銘柄別</li><li>・ 銘柄限定はしない（一定数量に達しないものは対象としない。なお、デュラム及びプライムハードは全量がSBS（売買同時入札）方式となっているため対象とはならない。）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 三半期ごとに、4か月分の買受申込み</li><li>・ 5銘柄のみ</li></ul>
<b>2 買入</b> 1を踏まえ、毎月、商社を対象に、輸出国別・銘柄別に輸入の入札を行う。【資料1】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入札は、原則月3回（第1週、第2週及び第3週に実施）</li><li>・ 入札ロットは、銘柄別に東日本と西日本の需要地ごとに区分して設定</li><li>・ 配船先のバースを指定</li><li>・ 国と商社が買入委託契約を締結</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 船ごと（船型を指定）に入札</li><li>・ 同左</li><li>・ 配船先は、入札後、本邦到着前に国が指示</li><li>・ 同左</li></ul>
<b>3 販売</b> 毎月、本邦到着前に、製粉企業等と見積合せを行い、国と製粉企業等が売買契約を締結。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国が備蓄した後、月8回程度見積合せを行い、売買契約を締結</li></ul>
<b>4 製粉企業等への引渡し</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 検収（会計法に基づく審査）は、農林水産省本省において書類で実施。検収終了後、直ちに製粉企業等へ引渡し。</li><li>・ 政府の備蓄数量はゼロ（国全体として外国産食糧用小麦の需要量の2.3か月分を備蓄）【資料2】</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 検収は、地方農政事務所等で実施</li><li>・ 政府が1.8か月分備蓄（このほかに民間が0.5か月分備蓄）</li></ul>

## 入札・配船(イメージ)

### 【国が商社に提示する内容（イメージ）】

			○○月		(単位：トン)	
ロット数	産地国	銘柄内訳		バース別数量内訳		
		銘柄名	数量			
第1週	① アメリカ	WW	29,000	小樽（○○埠頭）	1,200	
				横浜（○○岸壁）	5,000	
				千葉（○○バース）	15,000	
		HRW	24,000	[ 東日本 ]	...	
				小樽（○○埠頭）	1,500	
				塩釜（○○岸壁）	1,500	
第2週	② アメリカ	DNS	56,000	横浜（○○岸壁）	9,000	
				千葉（○○バース）	10,000	
	③ 豪州	ASW	25,000	[ 東日本 ]	...	
				[ 東日本 ]	...	
	① アメリカ	WW	28,000	[ 西日本 ]		
				[ 西日本 ]	...	
	② アメリカ	DNS	56,000	[ 西日本 ]		
				[ 西日本 ]	...	
第3週	③ カナダ	1CW	35,000	名古屋（○○岸壁）	6,000	
				名古屋（○○バース）	3,000	
				大阪（○○バース）	5,000	
				大阪（○○岸壁）	4,000	
				神戸（○○岸壁）	4,000	
				広島（○○埠頭）	2,000	

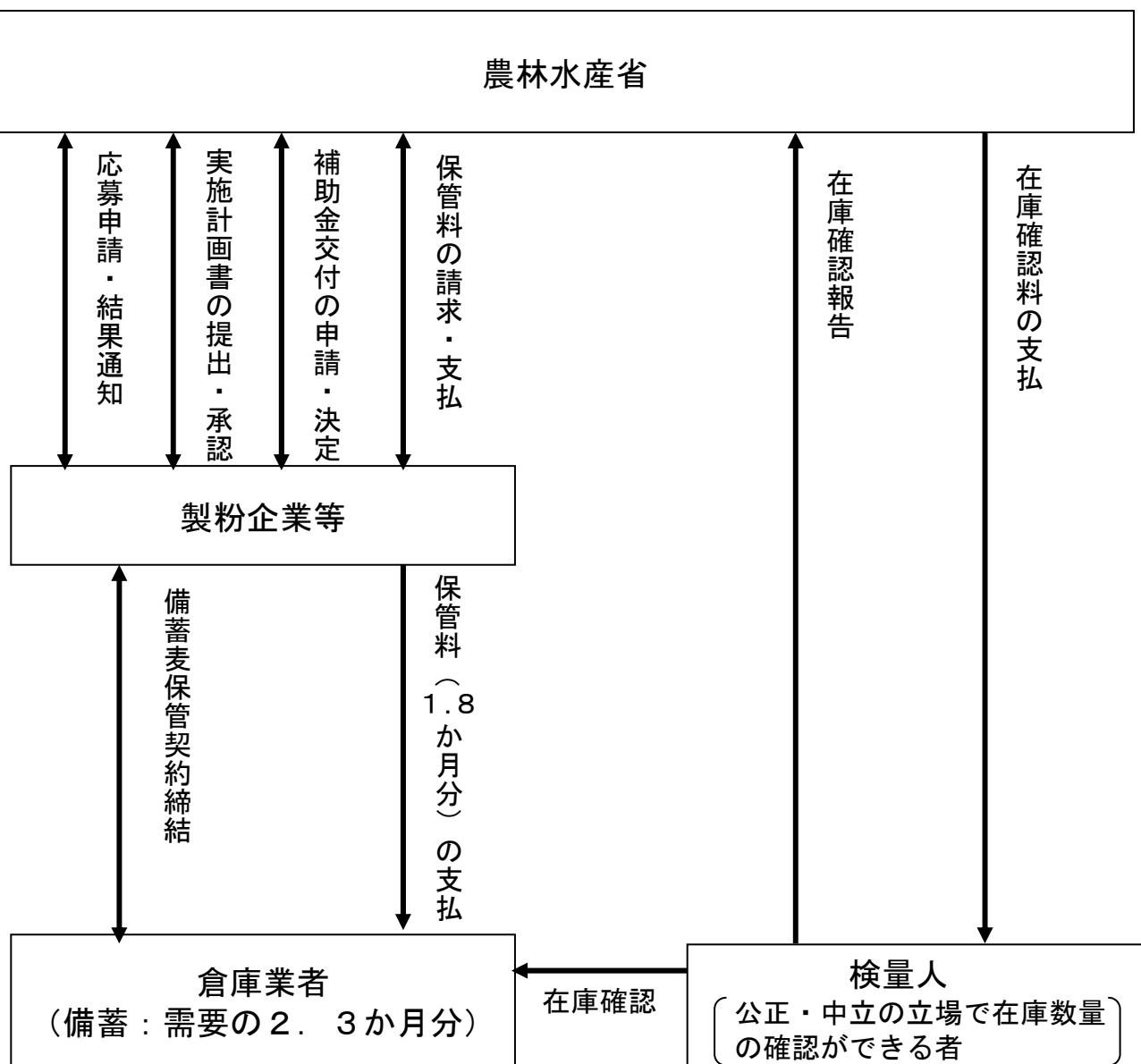


- ・それぞれのバースへ本船で配船するか、内航船を使うかは、商社の判断。（最も経済的な配船を行った商社が落札することになる。）
- ・落札した商社は、国が提示したバース別・銘柄別数量に従って配船を行うとともに、製粉企業等の要望を踏まえたサイロに搬入。

※ 従来、本船で荷揚げしているバース

## 食糧麥備蓄対策事業

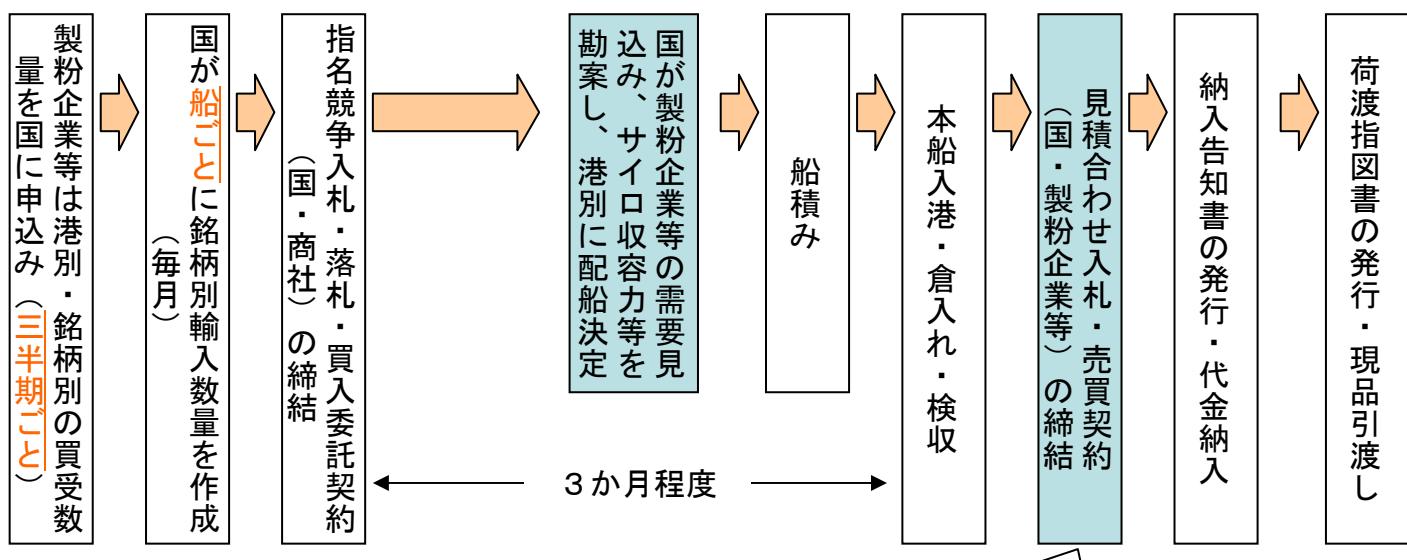
- 1 国が現在備蓄している1.8か月分を製粉企業等の保有している備蓄（0.5か月分）と一本化し、民間が2.3か月分備蓄する。
  - 2 製粉企業等に対し、これまで国が備蓄していた1.8か月分の保管経費を助成する。
  - 3 不測の事態が生じた場合には、国は、製粉企業等に対して備蓄する小麦の取崩し等の指示を行う。



承認された実施計画書の数量を達成した場合は助成する。（製粉企業等の責によらない場合を除いて、達成できない場合は支払われた助成額を全額返納。）

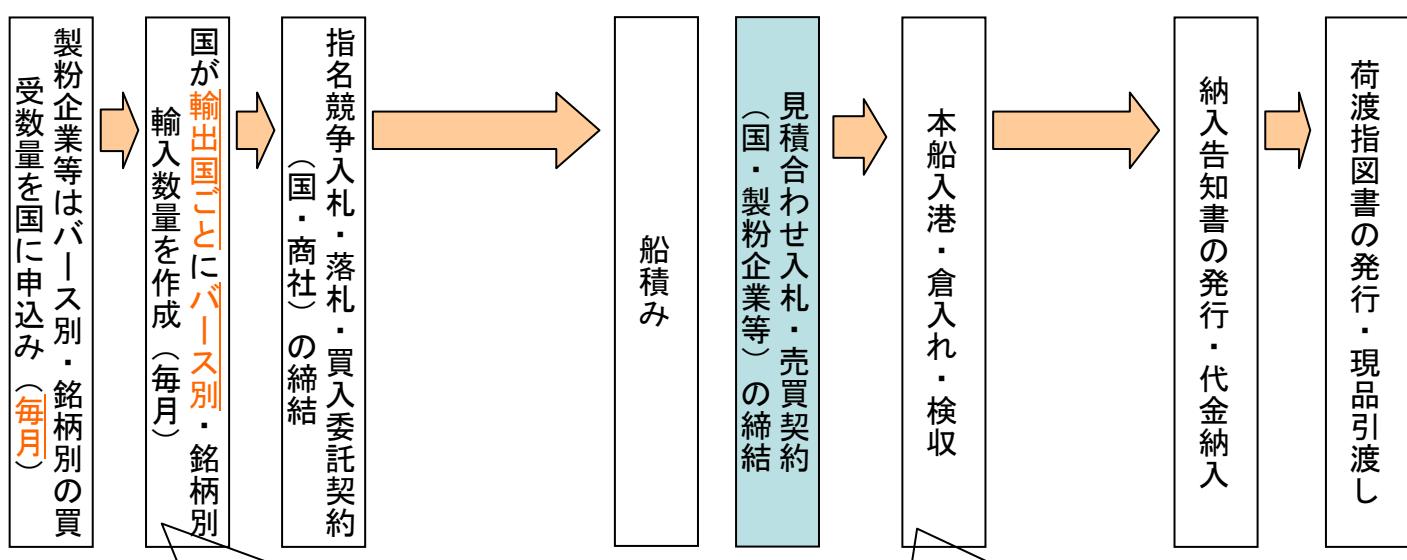
## 現行の販売方式と即時販売方式の比較

## 【現行一般國家貿易】



国は月に8回見積合わせを実施し製粉企業等に販売

## 【即時販売方式】



国が製粉企業等からのバース別・  
銘柄別の買受申込を踏まえて、  
バースを指定し、入札により商社  
を決定。

商社が、指定されたバスで荷揚げ。なお、搬入するサイロは、製粉企業等が確保し商社へ連絡。